

平成27年 1月23日
(社福)全国盲ろう者協会

盲ろう者向け通訳・介助員派遣制度の見直しに関する意見

1 現状

- 障害者総合支援法に基づく都道府県(指定都市・中核市を含む)地域生活支援事業として全ての都道府県において事業を実施
- 派遣事業の利用登録盲ろう者は、平成25年4月現在 990人
※視覚と聴覚に重複して身体障害者手帳の等級を有する者(盲ろう者)は、全国に約1万4千人と推計(平成24年度盲ろう者に関する実態調査)
- 盲ろう者向け通訳・介助員(登録)は、平成25年4月現在、4,883人

2 現行制度の問題点

- 各都道府県の予算から推計した派遣事業の利用可能時間(当該事業の予算額を時間単価と利用者数で除した数値)は、月1時間程度から44時間程度までと、都道府県間の格差が大きく、利用可能時間(予算)の絶対量も、ニーズに対して大幅に不足している。
- 通訳・介助員の謝金単価や資質についても、都道府県間の格差が大きい。
- 盲ろう者のニーズを派遣事業の登録や利用などにつなげていくための制度的な仕組みが欠落している。現状では、盲ろう者(家族)のセルフ・マネジメントにならざるを得ないが、それが困難な盲ろう者(家族)も多い。

3 今後の方向性

- 当協会においては、盲ろう者支援策の充実に向けて、盲ろう当事者及び外部の有識者等10名のメンバーによる検討会を昨年6月に設置して、積極的に検討を進めているが、これまでの5回に及ぶ検討の中で、次のように様々な論点、課題が浮き彫りになってきている。
- 通訳・介助サービスは、コミュニケーションと移動に重大な困難を抱える盲ろう者の生活基盤(いわば「生存を支えるインフラ」)であると同時に、盲ろう者の障害の多様性などを踏まえると、個別性の強い人的支援として、本来的には、個別給付になじむサービスであると考えられる。
- 現行の盲ろう者向け通訳・介助員派遣制度を個別給付に移行することにより、都道府県間の格差の解消、適正な派遣時間の確保が期待できるほか、将来的には、相談支援事業の活用により、盲ろう者支援に有効に機能する障害者ケアマネジメントの仕組みを構築していくことも考えられる。
- 一方で、現状においては、顕在化している盲ろう者が非常に少ない地域も多く、そのような地域においては、事業所方式を前提とする個別給付ではサービス提

供が困難であることが想定される。また、比較的障害が軽度の盲ろう者については、個別給付よりも現行の地域生活支援事業の方がなじむとも考えられることなどから、盲ろう者向けの通訳・介助サービスを個別給付に移行した場合においても、なお、現行制度は存置する必要があると考えられる。

4 現行制度を見直すにあたっての具体的な選択肢(例示)

- 障害者総合支援法における個別給付の事業として、同行援護等の既存事業と並んで、新たに「盲ろう者向け通訳・介助(仮称)」を設置する。
 - 重度訪問介護の対象拡大により、現行の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の一部を、個別給付に移行する。
 - 同行援護において、現行の盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の一部に相当する特別枠(特別事業)を設けて、該当する事業を個別給付に移行する。
 - 上記事業の組み合わせ(制度の併用ないしは利用者の区分けによる制度の使い分け)
- ※上記については、基本的には、現行制度を存置した上で、それとは別立ての事業として制度設計することを想定

5 制度的枠組みを検討していく上での課題(例示)

- 個別給付化にあたっては、利用者の範囲と認定方法について十分に検討する必要がある。特に、現行の障害支援区分の認定方式は、視覚と聴覚に重複して障害を持つ盲ろう者の障害特性に、必ずしも十分に配慮したものとはなっていないと考えられるため、障害特性に対応した何らかの調整措置等について検討する必要がある。
- 利用者が必要とする派遣時間が適正に確保されるよう、ケアマネジメントを含む支給決定のあり方についても検討する必要がある。
- 提供されるサービスの質と量が十分に担保されるよう、派遣事業従業者(通訳・介助員)の資格及び養成研修のあり方について検討する必要がある。
- 利用者がサービスを円滑に受けられるよう、地域生活支援事業を含む各種事業の併給関係について検討する必要がある。
- 利用者がサービスを効果的に利用し、自立と社会参加を実現するためには、盲ろうの利用者自身の各種スキル(コミュニケーション技能など)の獲得や向上が必須であるため、そのための所要の取り組みについても検討する必要がある。

【参考資料】 平成25年度 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況

	北海道	札幌市	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
H25年度総予算額	2,700,000円	2,600,000円	347,000円	2,000,000円	3,065,000円	2,644,000円	1,600,000円	2,304,000円	1,290,500円	6,920,000円	9,876,680円	25,337,000円
H25年度派遣事業費	-	-	-	1,110,000円	2,520,000円	1,684,000円	1,550,000円	1,417,800円	1,222,000円	5,304,000円	5,511,200円	22,580,000円
利用登録盲ろう者数	5人	22人	2人	10人	10人	9人	10人	12人	10人	14人	13人	35人
1時間当たりの謝金単価 (一部例外あり)	1,000円	1,500円	2,500円	1,530円	1,200円	1,000円	1,500円	1,000円	1,670円	1,500円	1,660円	1,470円
1人当たりの実質利用可能な年間派遣時間数[派遣事業費÷謝金単価]÷利用盲ろう者数] ※派遣事業費が不明な箇所は総予算額から算出。 ※算出した時間数が自治体の回答時間を上回る場合、自治体の回答を入力し下線を引いた。	240時間	79時間	79時間	73時間	200時間	187時間	103時間	118時間	73時間	240時間	240時間	400時間
1人当たりの実質利用可能な月間派遣時間数	20時間	7時間	7時間	6時間	17時間	16時間	9時間	10時間	6時間	20時間	20時間	33時間

【参考資料】

	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県
H25年度総予算額	14,960,000円	82,322,400円	30,710,000円	9,561,000円	889,000円	7,076,000円	593,732円	1,030,000円	1,399,000円	4,262,000円	9,962,000円	13,451,000円
H25年度派遣事業費	-	73,018,400円	22,800,000円	6,673,000円	755,000円	6,000,000円	446,380円	29,016円	-	2,696,000円	10,305,000円	11,090,000円
利用登録者数	25人	114人	54人	23人	3人	10人	17人	7人	5人	13人	33人	33人
1時間当たりの謝金単価 (一部例外あり)	1,660円	1,500円	1,550円	1,300円	1,320円	1,950円	1,670円	1,500円	1,530円	1,300円	1,530円	1,350円
1人当たりの実質利用可能な年間派遣時間数〔派遣事業費÷謝金単価〕÷利用登録者数 ※派遣事業費が不明な箇所は総予算額から算出。 ※算出した時間数が自治体の回答時間を上回る場合、自治体の回答を入力し下線を引いた。	360時間	427時間	272時間	223時間	191時間	308時間	16時間	98時間	183時間	160時間	204時間	249時間
1人当たりの実質利用可能な年間派遣時間数	30時間	36時間	23時間	19時間	16時間	26時間	1時間	8時間	15時間	13時間	17時間	21時間

【参考資料】

	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
H25年度総予算額	6,620,000円	12,748,000円	11,058,000円	88,885,900円	12,000,000円	1,150,000円	14,256,000円	2,018,000円	11,059,000円	3,615,140円	8,966,000円	5,600,000円
H25年度派遣事業費	3,187,000円	10,185,120円	-	79,358,400円	12,000,000円	1,150,000円	11,088,000円	1,546,000円	10,935,500円	3,090,000円	6,630,000円	5,091,300円
利用登録者数	13人	21人	28人	103人	41人	7人	21人	8人	21人	10人	27人	18人
1時間当たりの謝金単価 (一部例外あり)	1,500円	1,470円	1,500円	1,450円	1,190円	1,000円	2,100円	2,500円	1,670円	1,500円	1,700円	1,230円
1人当たりの実質利用可能な年間派遣時間数〔派遣事業費÷謝金単価〕÷利用登録者数 ※派遣事業費が不明な箇所は総予算額から算出。 ※算出した時間数が自治体の回答時間を上回る場合、自治体の回答を入力し下線を引いた。	163時間	330時間	263時間	531時間	246時間	164時間	251時間	77時間	<u>240時間</u>	206時間	144時間	230時間
1人当たりの実質利用可能な年間派遣時間数	14時間	27時間	22時間	44時間	20時間	14時間	21時間	6時間	20時間	17時間	12時間	19時間

【参考資料】

	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県 (北九州市以外)	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	熊本市	大分県	大分市
H25年度総予算額	2,700,000円	1,371,000円	4,281,000円	1,323,370円	6,895,000円	673,000円	640,000円	1,503,000円	3,100,000円	2,335,000円	1,989,000円	-
H25年度派遣事業費	2,387,000円	1,280,000円	4,006,000円	1,318,370円	3,025,000円	576,000円	582,600円	1,503,000円	2,608,650円	2,235,000円	1,631,720円	1,530円×派遣時間
利用登録盲ろう者数	8人	10人	13人	6人	22人	12人	4人	27人	17人	8人	10人	10人
1時間当たりの謝金単価 (一部例外あり)	1,500円	800円	1,400円	1,670円	1,200円	960円	補足参照	補足参照	1,530円	1,530円	1,530円	1,530円
1人当たりの実質利用可能な年間派遣時間数〔派遣事業費÷謝金単価〕÷利用盲ろう者数 ※派遣事業費が不明な箇所は総予算額から算出。 ※算出した時間数が自治体の回答時間を上回る場合、自治体の回答を入力し下線を引いた。	199時間	<u>144時間</u>	220時間	132時間	115時間	50時間	時間単価でないため算出不可	時間単価でないため算出不可	100時間	183時間	107時間	予算不明のため算出不可
1人当たりの実質利用可能な年間派遣時間数	17時間	12時間	18時間	11時間	10時間	4時間	〃	〃	8時間	15時間	9時間	〃

【参考資料】

	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
H25年度総予算額	867,720円	1,988,000円	7,710,860円
H25年度派遣事業費	867,720円	1,862,000円	7,478,400円
利用登録盲ろう者数	6人	11人	19人
1時間当たりの謝金単価 (一部例外あり)	1,600円	1,510円	1,540円
1人当たりの実質利用可能な年間派遣時間数〔派遣事業費÷謝金単価〕÷利用盲ろう者数 ※派遣事業費が不明な箇所は総予算額から算出。 ※算出した時間数が自治体の回答時間を上回る場合、自治体の回答を入力し下線を引いた。	90時間	112時間	<u>240時間</u>
1人当たりの実質利用可能な月間派遣時間数	8時間	9時間	20時間